

# 茨城県報 第 28 号

平成元年4月13日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●字の区域の変更(2件)(地方課).....	1
●茨城県松くい虫被害対策実施計画の変更(林業課).....	2
●土地改良事業の適当決定(3件)(農地管理課).....	6
●換地処分(〃).....	8
●換地計画の適当決定(〃).....	8
●道路の区域変更(道路維持課).....	8
●道路の供用開始(4件)(〃).....	9
●土地改良区の精算人の就任(土地改良事務所).....	10

### (大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(3件).....	11
-----------------------------------	----

### 公 告

●農林物資格付機関の登録(流通園芸課).....	13
●公共測量の終了(用地課).....	13
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課).....	13

## 告 示

### 茨城県告示第507号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により水府村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成元年4月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字中染字田楽場 2956の3

〃 字正神場 3015の2

〃 字花ノ木町 3038の2, 3038の3

上記を大字中染字寺下に変更



**茨城県告示第 508 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により水府村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字中染字万城内 1 4 9 3 の 3

上記を大字中染字久保田に変更

**茨城県告示第 509 号**

松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第4条第1項の規定に基づき茨城県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

なお、図面、表及び付表は、省略し、当該図面等を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

変更後の茨城県松くい虫被害対策実施計画

**1 被害対策の実施の方針****(1) 趣 旨**

本県の森林面積は、約20万1千ヘクタールで、県土の33パーセントを占めている。このうち、民有林面積は、15万4千ヘクタールで全森林面積の77パーセントである。民有林における松林面積は、約2万2千ヘクタールで民有林面積の14パーセントに当たり、その分布は、180キロメートルに及ぶ海岸沿線を始め、県中央部から県南・県西部にかけた平地林地帯に多い。

これらの松林は、古くから薪炭などの燃料源のほか、堆肥源等の下草や落葉の採取など農用林として活用され、農業経営上も重要な位置を占めてきた。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長による地域開発の進展に伴い、農業の経営形態も大きく変化し、併せて松林の果たすべき役割も大きく変化してきている。

すなわち、開発の進展に伴い生活環境の保全や保健休養の場としての松林がクローズアップされるとともに、県南、県西部に分布する大湖沼、大河川に対する水源のかん養等からも、その存在は重要なものとなってきた。

さらに、海岸沿線の松林は、大部分が飛砂防備保安林を始めとする保安林に指定されており、地域住民の生活を維持するうえできわめて重要な役割を果たしてきている。

つまり、本県における松林の大部分は、木材生産以外の公益的機能の点から、より重要となってきた。

一方、松くい虫(マツノザイセンチュウ)による被害は、昭和46年水戸市郊外で確認されて以来漸増の傾向にあったが、昭和53及び54年の夏期(6～8月)の異常気象(高温・少雨)により、それぞれ70万立方メートルを超えるみぞうの被害量を記録し、その範囲も全市町村にまで及んだ。

これに対処するため、県としては、防除体制の強化を図るとともに、発生源の除去を主眼とした伐倒駆除を重点に緊急防除を2箇年にわたり実施し被害の封じ込めを図った。

また、昭和52年に制定された「松くい虫被害対策特別措置法(昭和52年法律第18号)」に基づき、予防散布を可能な限り実施し、併せて伐倒駆除を効果的に組み合わせ被害の軽減に努めてきた。

さらに、県民の防除意識を高めるため「緑を守る県民大会」の開催や、自主防除を助長するためにモデル地区を設定し、防除意識の普及・啓もうを図った。

昭和57年以降は、一部改正された同法に基づき特別伐倒駆除や樹種転換等を導入した総合的な防除対策を講じた。

これらの結果、被害量は、年々減少し始め、特に同法の一部改正により被害対策の強化が図られた昭和57年以降は、著しい減少を示した。

なお、昭和62年度の被害量は、2万3千立方メートル(対前比80パーセント)となり、減少している。

しかし、最近の被害の状況を地域別に見ると、鹿行南部地区では激害(被害率5パーセント以上の被害の程度をいう。以下同じ。)の状態となっており、また、県北東北部地区にあっては増加傾向にあるなど、終息の状態には至っていないので、今後は国の定めた基本方針に即して県の実施方針を次のように定め、平成3年度を目途とした被害対策を実施し早期終息に努め、松林の有する森林としての機能を確保する。

## (2) 実 施 方 針

### ア 被害地域区分及び松林の区分

#### (ア) 防除団地

防除団地は、松林の分布状況、その存する地域の地勢、被害の状況からみて、被害対策を一体として推進した方が被害対策の効果の確保ができると認められる区域とするが、本県では、原則として市町村を単位とする。

これより、本計画においては25の防除団地を設定した。

#### (イ) 被害地域区分

被害の地域は、未被害地に接する先端地域と、既に被害の入っている既往地域に区分するが、本県では全地域に被害が発生しているため、既往地域のみとした。

#### (ウ) 高度公益機能松林

森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項の規定により保安林として指定された松林又は地域森林計画において土地に関する災害の防止、水源のかん養及び保健安全について高い機能を有すると認められる松林で、土壌条件、植生及び所在地域の風致、景観、環境保全上等からみて、今後とも保持する必要がある松林で、その位置等については、付表-1に記載のとおりである。(付表-1 略)

(エ) 被害拡大防止松林

高度公益機能松林を守るため、被害状況、立地条件等を勘案し、高度公益機能松林と一体的な対策を講ずることが望ましいと認められる高度公益機能松林の周辺に存する松林で、その位置等については、付表-2に記載のとおりである。(付表-2 略)

イ 地域ごとの被害対策の実施方針

(ア) 先端地域の被害対策

本県においては、先端地域はない。

(イ) 既往地域の被害対策

高度公益機能松林については、被害の程度、立地条件等を踏まえ、特別防除、地上散布、特別伐倒駆除及び伐倒駆除等を効果的に組み合わせ、総合的な防除対策を実施する。

また、被害拡大防止松林については、高度公益機能松林への被害拡大を防止するため、樹種転換及び伐倒駆除を実施する。

2 松林群に関する事項

特別防除を実施する単位として、2以上の松林を合わせて松林群を設定することとした。

松林群は、高度公益機能松林からなる松林群を「高度公益等松林群」とし、これ以外のものを「その他松林群」として区分し、松林群の位置等については、付表-3、付表-4に記載のとおりである。(付表-3、付表-4 略)

3 特定措置の計画的な実施に関する事項

(1) 特定措置の選択の基準

特 定 措 置	基 準
特別伐倒駆除	1 砂丘未熟土地域の松林 2 焼却に要する場所の確保が容易な松林 3 搬出路の確保が容易な松林
伐 倒 駆 除	他の特定措置を実施しない松林
地 上 散 布	1 終息型微害(被害率が1パーセント未満の被害の程度をいう。)を超え予防措置の必要な松林 2 周囲の状況から特別防除の実施が困難な松林

樹 種 転 換	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害の程度が著しく進んだ松林</li> <li>2 天然下種による稚樹が認められる等の天然更新による成林の見込まれる松林</li> <li>3 被害が中害(被害率が1パーセント以上5パーセント未満の被害の程度をいう。)以上で人工造林による樹種転換が可能な松林</li> <li>4 高度公益機能松林の周辺に存する被害拡大防止松林</li> </ol>
---------	--

(2) 特定措置の計画

表 一 略

(3) 高度公益等松林群ごとの特別防除の計画

表 一 略

(4) 特別伐倒駆除の実施に当たって留意すべき事項

ア 破碎に当たっては、作業上の安全確保を図るとともに、破碎した木片等が自然環境及び生活環境等に悪影響を及ぼさないような適切な措置を講ずること。

イ 焼却に当たっては、火災の防止はもちろん、煙や残灰等が周辺の自然環境及び生活環境等に悪影響を及ぼさないような適切な措置を講ずること。

(5) 駆除命令に代えて行う伐倒駆除(緊急伐倒駆除)の期間に関する事項

緊急伐倒駆除の対象となる被害松林は、被害が4月以降に発生し、かつ、森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定による命令によるとすれば松くい虫が羽化する時期までに駆除の実施が困難と認められるものとし、緊急伐倒駆除を実施する期間は、4月1日から5月31日までの2箇月間とする。

(6) 特別防除の実施に当たって留意すべき事項

ア 天然記念物等の貴重な野生動植物の生息又は分布状況等について十分把握し、貴重な動植物に悪影響を及ぼさないように適切な措置を講ずること。

イ 学校、病院、水源地等の周辺は、除外区域とすること。

ウ 鉄道、道路等の交通機関、自然公園等利用者の集合する場所の周辺で実施する場合は、可能な限り早朝に散布して利用者に支障をきたさないように努め、必要に応じて交通規制、入園制限等を実施すること。

エ 桑園、たばこその他の農作物のは場、茶園、果樹園、牧草地、放牧地、畜舎、魚貝類の養殖場及び生息地等の周辺については、原則として除外区域とすること。

オ 養蜂については、必要に応じ巣箱に影響のない区域に移動させるか、移動できない場合については、蜂群が薬剤の影響を受けないような措置を講ずること。

4 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 地区実施計画の対象となる松林の基準

県実施計画に係る松林以外の松林で、おおむね1ヘクタール以上の規模を有するもの

## (2) 地区実施計画の指針となる事項

ア 地区実施計画における特定措置の選択基準、実施に当たっての留意事項については、県実施計画と調和のとれたものであること。

イ 地区実施計画における防除着手年度及び終了予定年度は、当該計画地に近接する県実施計画地のそれと整合性の保たれたものであること。

## 5 そ の 他

- (1) 松くい虫の付着している被害木の移動は、被害を拡大する大きな要因となるので、その移動は制限するものとする。
- (2) 被害の激甚な保安林等であって、林地の崩壊防止等の県土保全機能が著しく低下した松林については、その公益的機能の確保を図るため、保安施設事業を積極的に実施するものとし、その事業の計画は、付表一 5 に記載のとおりとする。(付表一 5 略)
- (3) 被害のまん延防止に資するため、除伐、間伐等適切な森林施業を推進するよう努めるものとする。
- (4) 松くい虫による被害木の伐採、搬出、被害跡地造林の促進等を図るため、林造、作業路の整備を推進するよう努めるものとする。
- (5) 林業改善資金(被害森林整備資金、技術導入資金)の融資による被害木の積極的な利用を図るよう努めるものとする。
- (6) 地区実施計画の積極的な推進を図るとともに、地域住民による自主防除の意欲の高揚とその活動を助長するための普及・啓もうに努めるものとする。
- (7) 過去において激害を受け、森林としての機能を果たし得なくなった松林で、早期に造林を行わなければ森林としての回復が困難と考えられるものについては、被害跡地造林を優先的に実施するものとする。
- (8) マツノザイセンチュウに対する抵抗性マツの育成を図るとともに、その苗木の供給に努め、被害跡地の復旧を図るものとする。
- (9) 本県計画では、海岸保安林、筑波山周辺等の松林を最重点地区とし、その防除対策を推進するものとする。

## 茨城県告示第 510 号

立花土地改良区から平成元年 3 月 16 日付けで認可申請のあった八木蒔地区土地改良事業については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
立花土地改良区定款の写し  
八木蒔地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年 4 月 14 日から平成元年 5 月 11 日まで
- 3 縦覧の場所 玉造町役場

茨城県告示第 511 号

玉造南部土地改良区から平成元年 3 月 8 日付けで認可申請のあった井上地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
玉造南部土地改良区定款の写し  
井上地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年 4 月 14 日から平成元年 5 月 11 日まで
- 3 縦覧の場所 玉造町役場

茨城県告示第 512 号

玉造南部土地改良区から平成元年 3 月 8 日付けで認可申請のあった新宿地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
玉造南部土地改良区定款の写し  
新宿地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年 4 月 14 日から平成元年 5 月 11 日まで
- 3 縦覧の場所 玉造町役場

茨城県告示第 513 号

平成元年 3 月 23 日付け農管指令第 75 号をもって認可した関南地区第一工区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 514 号

昭和 63 年 12 月 2 日付けで認可申請のあった大曾根地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 平成元年 4 月 17 日から平成元年 5 月 6 日まで

3 縦覧の場所 つくば市役所

茨城県告示第 515 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成元年 4 月 13 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 1 般国道

2 路線名 1 2 5 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市真鍋 6 丁目 2178-6 番地から 新治郡新治村大字高岡字西の台 1919-1 番地まで	旧	最大 <sup>メートル</sup> 23.4	メートル 6,619.0	
		最小 6.3		
土浦市真鍋 6 丁目 2178-6 番地から 新治郡新治村大字高岡字西の台 1926-2 番地まで	新	最大 23.4	6,699.0	現道に法敷として拡 巾するための区域変 更
		最小 6.3		
		最大 57.0	7,244.0	
		最小 11.8		



茨城県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年4月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年4月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 新治郡新治村大字大畑字風谷1603-3番地から  
新治郡新治村大字高岡字西の台1926-2番地まで
- 3 供用開始の期日 平成元年4月14日

茨城県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年4月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年4月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 八代庄兵衛新田線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市若柴町字烏喰2043番地先から  
竜ヶ崎市庄兵衛新田町字城中下282-72番地まで
- 3 供用開始の期日 平成元年4月14日

茨城県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年4月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年4月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 日立市下深荻町字森の前2252番地先から  
日立市下深荻町字大平3177-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年4月14日

## 茨城県告示第 519 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年 4 月 13 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 日立山方線
- 2 供用開始の区間 日立市東河内町字油ヶ崎前 1867 番地先から  
日立市東河内町字西仲 1914-1 番地先まで  
日立市東河内町字油ヶ崎 1899 番地先から  
日立市下深荻町字森の前 2260 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年 4 月 14 日

## 茨城県告示第 520 号

常陸太田市稲木町 893 に事務所を置く稲木土地改良区から、次のとおり清算人が就任した旨土地  
改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 68 条第 2 項において準用する第 18 条第 16 項の規定により届出が  
あったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 高 野 千 里

住 所	氏 名
常陸太田市稲木町 9 4 4	館 義 夫
〃 磯部町 6 0 8	齋 藤 一 造
〃 稲木町 1 1 1 7-2	沢 幡 得 市
〃 〃 9 8 4	沢 幡 二 郎
〃 〃 1 0 7 1-1	杉 森 善
〃 〃 1 6 7 2	石 井 嘉 法
〃 〃 1 5 9 8	青 木 茂
〃 〃 1 1 6 6	梶 山 司
〃 〃 9 1 4-2	小 林 和 一
〃 磯部町 4 6 7	齋 藤 雪 雄
〃 木崎一町 9 9 7	武 藤 四 郎
〃 谷河原町 6 8 1	山 田 治 夫

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第8号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成元年4月13日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 セイブ
- 2 届出者の住所 水戸市住吉町284-1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
グリーンプラザ  
日立市東金沢町3丁目17番7号
- 4 現在の閉店時刻 午後7時30分
- 5 繰下げ後の閉店時刻  
午後7時30分  
年間60日間に限り午後8時00分
- 6 閉店時刻の繰下げを行う年月日  
平成元年6月1日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第9号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成元年4月13日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 セイブ
- 2 届出者の住所 水戸市住吉町284-1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
大みかショッピングセンターB館  
日立市大みか町4丁目351
- 4 現在の閉店時刻 午後7時30分
- 5 繰下げ後の閉店時刻  
午後7時30分  
年間60日間に限り午後8時00分
- 6 閉店時刻の繰下げを行う年月日  
平成元年6月1日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第10号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成元年4月13日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 セイブ
- 2 届出者の住所 水戸市住吉町284-1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社 セイブ小木津店  
日立市日高町1丁目225番地
- 4 現在の閉店時刻 午後7時30分
- 5 繰下げ後の閉店時刻  
午後7時30分  
年間60日間に限り午後8時00分
- 6 閉店時刻の繰下げを行う年月日  
平成元年6月1日

公 告

●農林物資格付機関の登録

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第16条の規定により、次のとおり農林物資格付機関を登録した。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	登録年月日	登録した農林物資の種類	登録格付機関の名称及び住所	格付けを行う区域	格付けを行う事業所の所在地
1	平成元年 3月27日	原料牛乳	社団法人 茨城県生乳検査協会 西茨城郡友部町1718	茨城県全域	社団法人 茨城県生乳検査協会 西茨城郡友部町1718

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5号の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測量機関 取手市
- 2 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作業終了日 平成元年 3 月 30 日
- 4 作業地域 取手市新町 2 丁目、取手 3 丁目地内

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年 4 月 13 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
日立市諏訪町 5 丁目 1 0 0 1 番 2 4, 同番 2 5, 同番 2 6, 同番 2 7, 同番 2 8, 同番 2 9, 2 5 9 8 番 4 2, 同番 6 8, 2 6 7 2 番 3, 同番 4, 同番 6 1, 同番 6 2, 同番 6 4, 同番 6 6, 同番, 6 7, 同番 6 8, 同番 6 9
- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市梅香 2 丁目 1 番 39 号

茨城県労働者住宅生活協同組合

理事長 鈴木 健 夫

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
水戸市見川町字丹下二の牧2139番14, 同番33, 同番42
  - 2 事業主の住所及び氏名  
東京都千代田区大手町1丁目7番2号  
モービル石油株式会社  
代表取締役 杉 原 泰 馬

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年4月13日

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡石下町大字古間木字大山1867番3, 1868番1, 字上原1869番3, 大字古間木沼新田字鴻ノ巣543番, 544番, 同番1, 同番2, 546番, 547番, 545番, 大字古間木字上原1869番5, 同番6, 字大山1867番1, 同番5, 字上原1869番4
- 2 事業主の住所及び氏名  
岐阜県羽島市福寿町間島1578  
丸栄コンクリート工業株式会社  
代表取締役 棚 橋 尚

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年4月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西茨城郡岩瀬町友部字新田1394番1, 同番2, 1406番, 字池下1146番1, 同番2, 1438番2, 1443番, 1444番1, 1445番1から同番3, 同番6
- 2 事業主の住所及び氏名  
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2  
岩瀬町長 金 田 貢

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市木田余字横沼1351番1, 1657番1, 1659番1, 同番2

2 事業主の住所及び氏名

石岡市国府3丁目2番5号

株式会社 細谷石油

代表取締役 細 谷 忠兵衛

---

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)